

11月25日(木)～12月1日(水)は犯罪被害者週間です

# 「とどけよう やさしいところ おもいやり」

(令和3年度犯罪被害者等に関する標語 最優秀作品)



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュッとちゃん」

犯罪被害者やその家族は、ある日突然幸福に生きる権利を奪われます。それは一部の特別な人に起こることではなく、誰にでも起こり得ることです。犯罪被害に遭われた方が再び安心して平穏な生活を送るためには周囲の人々の理解と支援が必要です。

市は「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族を支援する相談窓口を開設しています。

## 多摩市犯罪被害者相談窓口

場 平和・人権課(ヴィータ) 相談先 ☎(338)6914  
(相談専用電話) 時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

## パネル展示

犯罪被害者などを取りまく状況や、平穏な生活への配慮の大切さを知っていただくため、パネル展示を行います。

日 11月25日(木)～12月2日(木) 午前8時30分～午後5時 場 市役所1階ロビー

問 平和・人権課 ☎(376)8311、☎(339)0491

## 犯罪被害者相談窓口のご案内

問 多摩中央警察署被害者支援担当 ☎(375)0110(内線2142)

### ●警視庁犯罪被害者ホットライン

「もう一度 あなたの笑顔を見たいから～相談してみませんか～」

相談先 ☎03(3597)7830

時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

### ●警視庁ホームページ 犯罪被害者支援

犯罪の被害に遭われた方のサポートに関する情報や、警察に届け出た際の流れなどについて案内しています。

URL <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shien/index.html>

### ●(公社)被害者支援都民センター(東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

「応援します あなたの笑顔 戻るまで」

相談先 ☎03(5287)3336、☎03(5287)3387、URL <http://www.shien.or.jp> 日 月・木・金曜日

＝午前9時30分～午後5時30分、火・水曜日  
＝午前9時30分～午後7時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

### ●性犯罪被害相談電話(全国統一) ☎#8103

「あなたの心に寄り添いたい ひとりで悩まずにまずは相談してみませんか」

この番号にダイヤルすると、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

時間 24時間対応

### ●性暴力救援ダイヤルNANA

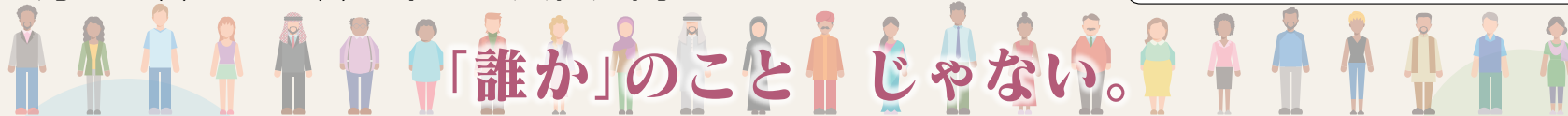
「Not alone, Not afraid(もう1人じゃないよ、恐れずに連絡して)」

特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京(SARC東京)が対応します。

相談先 ☎03(5607)0799、#8891、URL <https://sarc-tokyo.org/> 時間 24時間対応

12月4日(土)～10日(金)は第73回人権週間です

問 平和・人権課 ☎(376)8311、☎(339)0491



# 「誰か」のことじゃない。

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている人間らしく生きるための権利です。しかし、いじめや虐待・ハラスメントなど、他者の人権を考えないような問題が後を絶ちません。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、感染者・医療従事者やその家族、ワクチン接種を受けていない人などに対する偏見や差別といった人権に関わる問題が起こっています。

法務省ではコロナ差別に関する人権啓発キャンペーンを実施し、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう呼びかけています。

誰もが不安を感じやすい今だからこそ、自分の言葉や行動が人を傷つけていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として人権を考えてみませんか。

## 法務省人権擁護局公式LINEアカウント

人権に関する情報やイベント情報などを発信しています。



国際連合は、1948年に世界人権宣言を採択し、1950年に世界人権宣言の採択日である12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、人権デーまでの1週間を「人権週間」と定め、人権への理解を深めるため、さまざまなイベントが開催されています。

## 人権啓発パネル展

期間中、市内の小・中学生による「人権作文」「人権メッセージ」の代表作品や、「人権の花」運動の様子などのパネルを展示します。

※「人権の花」運動とは、花の種などを子どもたちが協力して育てることによって、生命の尊さを実感し、豊かな心を

育み、優しさと思いやりの心を身に付けることを目的とした法務省の事業

日 ①12月2日(木)～7日(火) 午前10時～午後8時(最終日5時) ②6日(月)～10日(金) 午前8時30分～午後5時 場 ①京王聖蹟桜ヶ丘 SC AB館5階連絡ブリッジギャラリー ②市役所1階ロビー

## 人権に関する相談窓口

～小さなことでも相談してください～

費用無料。個人の秘密は厳守します。

相談名	相談内容	日時	連絡先	相談員
多摩市人権・身の上相談(要予約)	夫婦・親子関係、近隣関係、人権問題など	第1・3木曜日9:30～12:00、第2・4木曜日13:30～16:00	市役所秘書広報課 ☎(338)6806	多摩市人権擁護委員
新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談	新型コロナウイルス感染症に係る人権問題	平日9:30～17:30	東京都人権プラザ ☎03(6722)0118	東京都人権啓発センター相談員
夜間人権ホットライン	人権侵害や日常生活の法律問題	12月6日(月)17:00～20:00	東京都人権プラザ ☎03(6722)0127	弁護士
みんなの人権110番	差別や虐待・パワーハラスメントなど、さまざまな人権問題	平日8:30～17:15	東京法務局八王子支局人権擁護部 ☎0570(003)110	東京法務局八王子支局職員または人権擁護委員
外国語人権相談ダイヤル(Foreign-language Human Rights Hotline)	外国人であることを理由とした不当な差別・いじめなどの人権問題	平日(Weekdays) 9:00～17:00	東京法務局人権擁護部 ☎0570(090)911	東京法務局職員または人権擁護委員

